

義務教育費国庫負担法第二条ただし書及び第三条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（限度政令）の一部を改正する政令について（概要）

- 教職員が、年度途中で産前産後休業、育児休業又は配偶者同行休業（以下「産休等」という。）を取得した場合、従来はその都度、臨時講師等を任用し、産休等の取得者の業務を代替させてきたが、近年、若手教師の増加に伴い産休等の取得者が増加するとともに、教員採用者数の増加に伴い臨時講師等の主な担い手である既卒受験者の数が減少しており、年度中に臨時講師等を確保することが困難となっている。
- しかしながら、現行の限度政令の規定においては、義務教育費国庫負担金による国庫負担の対象となるのは、任期を定めて採用された者又は臨時的に任用された者（＝臨時講師等）に限られており、正規の教職員が産休等の取得者の業務を代替する場合、当該教職員は国庫負担の対象とならない。
- このため、正規の教職員が産休等の取得者の業務を代替する場合においても、当該教職員が国庫負担の対象となるよう、限度政令に規定する国庫負担上の定数の算定方法を改めることとする。
- この改正により、教職員の任命権者である都道府県・指定都市において、毎年度、産休等の取得者が一定数生じることを見越して、正規の教職員を学校に配置する標準の教職員数よりもあらかじめ多く確保しておき、実際に取得者が生じたら、正規の教職員が取得者の業務を代替することが促進されるようになる。
- 施行期日は、令和7年4月1日とする。